

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○城下広作君 皆さん、こんにちは。熊本市第一選挙区選出の公明党の城下でございます。

党を代表して質問をさせていただきます。

午前中は、自民党の高木先生の質問がございました。そして、高木先生は、今日は黄色のネクタイで、幸せを呼ぶという縁起を担いでこられたと言われましたけれども、私は、毎回議会のときは黄色いネクタイでございます。ただ、幸福を呼んできたかということ、なかなかちょっとそこははっきりしませんが、私が黄色いネクタイの先輩ということでPRしておきたいというふうに思っております。

また、今日は、桃の節句、3月3日です。一方で、耳の日ということも聞いております。今日は、知事をはじめ執行部の皆さん、耳の痛い質問をしたいと思っておりますけれども、その辺は少し耳をかばって、やわらしく言うような形にもしております。

もう一つ、私はちょっと歴史が好きなものですから、歴史をちょっと振り返って話をしたいと思っております。明日3月4日は、田原坂のいわゆる合戦が始まった日で、20日まで17日間、田原坂の合戦があったと。今年は149年。来年がちょうど150年という節目になるということで、田原坂では、同じ日本人同士が、考えの違いによって、国論を二分するような政策に対して、命を落として、若い命も落としたり。今は、なかなかお互い日本人が命を落として戦うことはもう終わりました。しかし、選挙というのがあるから、ここで命を落とす覚悟で戦いをするということに変わったわけでございますけれども、まず一番最初の質問は、その総選挙の結果を受けた感想についてということで質問をしたいというふうに思います。

年明け早々、突然の衆議院の解散から短期決戦で総選挙が行われ、結果は、皆さんも御承知のとおり、自民党が戦後最多となる316議席を獲得する歴史的な勝利を収めました。

私が支援した中道改革連合は、結成間もない政党ということもあり、新党結成の理念も名前の浸透もせず、惨敗の結果に終わりました。

今まさに国会開催の真っ最中ですが、与党、野党問わず、選挙期間中から国民の声として上がっていた景気や物価高対策、そして、我が国の安全保障の論議を国民目線に立って、納得の得られる意見を堂々と論議していただきたいと切に願っております。

また、もう一つ気がかりになるのが、2月初めに総選挙が行われたことから、新年度政府予算案の年度内成立が難しいと言われていた点です。

言うまでもなく、新年度予算が年度内に成立しないと、暫定予算を組むこととなりますが、暫定予算は、本予算成立までのつなぎとなる一時的な予算で、法律で支出が義務づけられた人件費や社会保障といった必要最小限度の経費に限定され、新規事業は原則として計上されません。

よって、高市首相が昨年から訴えてきた4月からの教育無償化や給食費無償化が行われなくなるおそれがあります。これでは、国の予算の裏づけのない不安定な状況になり、全国の自治体に迷惑をかけ、

そして、何よりもこの予算を待ちわびていた生徒や保護者の期待を裏切ることにつながりかねません。

ただ、予算の成立を急ぐあまり、審議時間を大幅に減らし、強引な国会運営を望む国民は少ないと思いますし、安定した数を抱える与党だからこそ、丁寧な対応を求めたいものです。

そこで、木村知事にお尋ねします。

まず、今回の総選挙の結果をどのように受け止めておられるのか、木村知事の率直なお気持ちをお伺いいたします。

次に、今まさに審議中の新年度予算案が年度内に成立しませんでしたと、先ほど挙げました教育無償化や給食費無償化の予算の裏づけのない状態になり、自治体にとっては、授業料の徴収や給食費の徴収に不安を抱かざるを得ません。そのほかにも、公共事業などの発注にも影響しかねません。

そこで、年度内不成立になった場合の本県の影響について、木村知事のお考えをお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 公明党の代表質問、城下先生からいただきました。

まず、さきの総選挙の結果の受け止めについてお答え申し上げます。

今回は、通常国会の冒頭解散の後、投開票まで16日という戦後最短の期間での総選挙でした。

選挙結果は、自由民主党が単独で3分の2を超える議席を獲得しました。このことは、昨年10月の高市政権発足後の経済対策などの取組、また、責任ある積極財政といった方向性に対して、無党派層も含めて幅広い支持が集まった結果だと受け止めております。

衆議院では連立与党が絶対安定多数となりましたが、数におごることなく、民意を踏まえた熟議が重ねられることを期待しております。

地方行政を預かる知事の立場としては、まずは国会での十分な審議が尽くされた上で、新年度予算が早期に成立することを望んでおります。

この点につきまして、国の予算が年度内に成立しなかった場合の影響についてでございますが、学校給食費の負担軽減に向けた支援など、いわゆる教育の無償化については、4月からの実施に向け、国は、暫定予算への計上も含めて、あらゆる努力をして実現するものと承知しております。

県は、教育の無償化に要する経費を市町村や私立学校に交付する必要があるため、そのための予算を今定例会に既に提案しております。

また、市町村や私立学校においても、教育の無償化が4月から実施されることを前提に必要な予算が計上されるなど、着実に準備が進められております。

そのため、教育の無償化に関しては、国の無償化の方針が変わらない限り、本予算の成立が遅れても、県や市町村等の事務に大きな影響はないものと受け止めております。

なお、年度当初からの執行が必要不可欠な経費で、国の本予算成立が前提となるものについては、県民生活や事業活動に支障がないよう、暫定予算への計上など、国の本予算成立前でも執行できる制度的な担保を国に求めてまいります。

[城下広作君登壇]

○城下広作君 今まさに、国のほうでも、いわゆる予算の成立、このことに対して関心が集まっているわけでございます。このことに対しては、私も、予算が成立するパターン、仮にしないパターン、いろいろと考えてみました。先ほどの知事の答弁の中には、仮に予算が成立しなくても、しっかりそこはぎりぎりの形で担保できるという話を聞いて、そこは安心をいたしました。

これが仮に予算が年度内に成立しますと、それは今国会の論議の中でも、非常に審議時間を短くして通るといって仮に実現できたとしても、では、毎年度そういう形でできるかなれば、それはまたいかがなものかという考えも出てくるのではないかと。大事なものは、やはり予算の内容、これをしっかり国民の前で論議をしながら、その内容によって国民が納得する、こういう形で決められる、このことを多くの国民は望むのではないかと。今後は国会の流れをしっかり注視をしていきたいというふうに思います。

次に、副首都構想についてお尋ねをいたします。

今、自民党と日本維新の会の政権与党は、今国会での副首都法案の成立を目指し、協議がなされています。

副首都構想は、日本維新の会が大変熱心に取り組まれており、既に廃案となりましたが、かつて、副首都機能の整備の推進に関する法律案を提出されていました。現在協議がされている副首都構想も、おおむね同様の内容になると考えられます。

そこで、この法律案の具体的な中身を分かりやすくまとめてみますと、目的は、東京一極集中の是正と大規模災害時における首都機能のバックアップ体制の構築。主な内容として、定義では、東京と並ぶ経済成長の牽引役であり、災害時に首都機能を代替できる機能を持つ都市。推進体制については、内閣に副首都機能整備推進本部を設置することを目指す。

要件については、人口や都市機能の集積が高く、東京と同時に被災する可能性が低い地域であることにまとめることができると思います。

このような内容を踏まえ、木村知事は、年頭の記者会見で、東京一極集中がこの国の最大のリスクとして、その上で、都内で交通機関などに大きな混乱が生じた東日本大震災を例に挙げ、首都機能を分散する必要性を訴えられました。

また、熊本県が副首都に適している理由について、東京や、同じように副首都に意欲を示す福岡と比較して、人口が密集していないという利点を挙げられました。それに加え、県と政令指定都市である熊本市との連携が非常にうまくいっていることも利点として挙げられました。

そこで、木村知事にお尋ねをいたします。

まず、日本維新の会は、副首都を大阪府にと強いこだわりがあるようです。熊本県にとっては大変大きなライバルになると言えますが、改めて、副首都に名乗りを上げた木村知事の思いをお尋ねします。

また、熊本県が副首都に適している理由に、熊本市との連携のよさを挙げられていますが、熊本市との意見調整など、どのように進めているのでしょうか、木村知事にお尋ねをいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 副首都構想への私の思いについてお答え申し上げます。

議員御紹介のとおり、私は、東京一極集中こそが、現在の日本で最大のリスクであると捉えています。

我が国の政治、行政及び経済の中核機能は首都圏に集中しており、首都直下地震など大規模災害の発生により、これらの機能に障害が生じた場合、国全体にわたって国民生活、経済活動に支障が及ぶことが想定されます。

このため、首都機能分散による災害時のバックアップ体制を構築することが必要であり、それに向けた副首都構想は、ぜひ推進すべきものと考えております。

また、副首都の設置により、首都機能や政府機関の地方移転が進むことに加え、関連企業や大学等の地方展開にもつながることとなれば、地域活性化にも大きく寄与するものと期待しております。

本県は、東京圏とまず地理的に離れております。同時被災の可能性が低く、南海トラフ地震の被害想定においても、比較的小さいとされております。

そもそも、本県には、陸上自衛隊の九州、沖縄を統括する西部方面総監部があるほか、従来から国の地方機関が多数立地しており、国における広域災害時の地方拠点としての位置づけもございます。これらのことから、さらなる国の機関の集積や災害時の自衛隊等関係機関との連携も円滑に進めることが可能と考えております。

さらに、副首都構想で想定される新たな経済圏の創出という視点では、本県には半導体を中心とした産業の集積が進んでおり、東アジア地域に近いという地理的優位性を生かし、国際ビジネスの拠点としての可能性も有していると考えています。

これらのことから、本県も副首都機能を担うに当たって、十分な適地であると考えております。

次に、熊本市との連携についてお答え申し上げます。

副首都機能を担うに当たっては、災害対応やまちづくりにおいて、地元自治体との連携が十分に図られていることが重要でございます。

これまでも、県と政令指定都市である熊本市とは、トップ同士が緊密に連携して、災害対応や渋滞対策などの課題に対して、強固な連携により取り組んでまいりました。

副首都構想について、熊本市長は具体的に熊本を適地と表明されてはおりませんが、首都機能のバックアップや東京一極集中の是正が必要だという点では私と一致しております。

しかしながら、副首都構想については、これから本格的な議論が国において始まるところであり、現時点で詳細な内容は不明でございます。

引き続き、国における議論を注視しつつ、県と熊本市の様々なレベルでの意見交換を行い、適切な対応に努めてまいります。

以上です。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 知事の答弁では、知事の思いとして、地理的状況、また、熊本のポテンシャル、そし

て、ある意味では、今後の経済発展、これを含めて適切だというような考えということを改めて確認をさせていただきました。

政府が、昨日、おとといだったと思いますけれども、この副首都構想の中で、全国に複数の箇所を想定するという報道も出されました。それは、結果的には、熊本県もチャンスが高まるのではないかとというふうに期待をしますので、知事がそのような形で決断するのであれば、ぜひ、ある意味ではしっかり力を注ぎながら頑張っていかれるということは、これは大変頼もしいことではないかというふうに思います。

そのときに、やはり大事なパートナーの一人となる熊本市——市長にはまだしてないということですが、この辺は、折々しっかり話しながら、呼吸を合わせてやることが実現可能な一歩にまたつながるのではないかと思いますので、その辺りもしっかり期待をしていきたいというふうに思っております。

では、次に、3番目の質問でございます。

J A S M第2工場建設再開についてお尋ねをいたします。

私は、T S M Cに関する質問は、令和3年11月9日、T S M Cが新工場第1工場の正式発表直後の11月議会から今回2月議会まで、その間、質問の機会があるたびにに取り上げてきました。今回で通算7回目の質問になります。

なぜこれだけ質問してきたかと申し上げますと、皆様と同様、我が国にとって世界的半導体メーカーの進出は、経済的にも安全保障的にも大変大きな意義を持ちますし、ましてや、熊本においては、経済や雇用など様々な分野で、100年に1度のビッグチャンスと言われているからです。

しかし、それと同時に、周辺地域はもちろん、多くの県民から、メリットだけでなく、デメリットを心配する声は今現在も上がっています。

そうした現状から、これまでの質問では、例えば、農地減少、交通渋滞、地下水の影響など、県としての対応を伺い、県は、県民の不安解消に向け、一定の努力をしていることから、私は、これまでの対応は評価に値すると考えています。

さらに、今後新たな課題が出た場合は、これまで同様、県民が納得するような説明責任を果たしていただきたいと強く要望しておきます。

そこで、今回の質問ですが、昨年末ごろから本年2月初めまで、J A S M第2工場建設について、休止しているのではないかとのおわさがささやかれていました。それは、第2工場は、当初2025年3月までに建設を着手する予定でありましたが、延期され、昨年10月になってやっと工事が始まりました。それ以降、現場には大きな重機が立ち並び、大型トラックも第1工場の建設当時のように、工場周辺で活発な動きが始まり、期待が膨らんでいた矢先、昨年の12月に入りますと、突然現場の大型重機が次々と撤退を始め、それに伴い、大型のトラックの往来も激減し、静まり返りました。

私も気になり、昨年12月末と本年1月末に現場を視察しましたが、うわさどおり、建設中の雰囲気を感じることはできませんでした。

こうした状況を受け、県の関係部署に、どうなっているのか、今後の予定をたびたび尋ねましたが、国策で進められているものであり、また、民間企業の情報管理もあることから、県には正確な情報が入ってきません、どうなっているか分かりませんとの説明を受けるばかりでした。

多額の税金が投入されている事業ですから、県民の知る権利に配慮が必要ではないかと私は感じました。

ところが、2月4日、突然JASM第2工場建設開始の報道がなされました。うれしいやらびっくりするやらで、こうした情報も、県から聞くわけでもなく、突然SNSや新聞等に掲載された記事を読んで知る状況でございます。

これまで、世界的な需要の停滞や米アリゾナ工場への優先投資、熟練エンジニアや現地の労働力の不足などのうわさはありましたけれども、TSMCの情報だけは、気にするだけ無駄なような気がします。休止も突然、開始も突然、誰かは御存じなのでしょうが、県にも知らされていないということは、大変気になります。

そこで、木村知事にお尋ねをします。

このように、JASM第2工場の突然の休止や突然の工事再開という事態は、工事関係者やTSMCの動向に基づいて事業計画を立てる自治体や事業者にとっては大変困ることではないかと私は心配しますが、木村知事は、このような事態についてどのような考えをお持ちか、所感をお尋ねいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) JASM第2工場については、これまで、工事着手の時期や進捗状況、生産予定の主要製品などに関し、様々な報道がなされてきました。

一部報道には、事実と異なる内容もありましたが、その都度、県及びJASMにおいて、県民の皆様にも混乱が生じないように、適宜コメントを発出し、丁寧な情報提供に努めてきたところでございます。

先月のTSMCによる第2工場の計画変更の意向表明については、成長著しいAI関連分野に使用される先端半導体の将来の需要予測を踏まえた、極めて高度な経営判断であると受け止めています。

また、半導体分野は、急速な技術の進展により国際競争も激しく、企業の意思決定には、秘匿性の高い情報が多分に含まれているものと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、半導体関連産業の集積に向けては、国民、県民の税金が投入されていることは紛れもない事実でございます。

そのため、県としても、可能な限り情報収集に努め、適時適切に情報を提供していくことは当然の責務であると考えております。

一方で、半導体産業の集積は、我が国の経済安全保障の観点において、重要な国家的プロジェクトでもございます。国の政策との整合性を図りながら、情報管理の徹底と県民への説明責任の両立という難しいバランスを取っていく必要があるものと考えてもおります。

引き続き、県といたしましては、第2工場の建設が円滑かつ着実に進むよう全力で支援するとともに、JASMをはじめとする関係機関としっかりと連携し、県民の皆様にも安心していただけるよう、適

時適切な情報発信に努めてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 確かに、J A S Mの動向につきましては、非常に秘匿性の高いことだということは私も理解をいたします。そして、このことが、官邸に行かれて、CEOの方が訪ねられて、発表もありましたけれども、やはり、T S M Cの場所は熊本県でございますので、熊本県にもできれば立ち寄っていただいて、こういう形の方でこうなるというのがあれば、もっと、ある意味では大変喜ばしいことかなと思いますけれども、ここは、国としっかりと連携を取ることが第一条件だということになりますけれども、改めて、そこを受け入れる県としても、いろんな形でプラスもあります。またデメリットもあります。そういう中で、県民に対して丁寧な説明が、これは、あればあるほど理解もある意味では進んでくるということで、協力もその後続くということにもなりますので、そういう形の配慮といいますか、流れはしっかり県からも今後要望していくということもあってもいいのではないかと、私個人はそうのように思っておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げます。

では、次に、4点目でございます。空港アクセスと市電の延伸について質問をさせていただきます。

県は、昨年7月22日から26日にかけて、阿蘇くまもと空港アクセス鉄道整備事業における調査検討結果から絞り込んだ整備ルートなどの説明会を、関係する自治体である大津町、菊陽町、益城町、西原村で開催しました。そして、さらに、整備ルートの決定に踏み込んだ説明会を、昨年12月21日から23日にかけて益城町と大津町で行い、阿蘇くまもと空港アクセス線の概要と都市計画に定める理由を述べ、鉄道計画の概要とルートの概要を住民に提示されました。これにより、空港アクセス鉄道の推進に弾みがかかると思われそうですが、一日も早い完成を待ち望む住民、不安を抱える住民など、悲喜こもごもと私は推察いたします。

これまで、空港アクセス鉄道に関しては、この県議会でも様々な論議がなされました。特に、ルートに関しては、一旦決定したルートを変更し、再度議会に提出され、今日のルートに決定した経緯があります。それだけに、今回の都市計画決定に当たっては、特に関係地域住民の御理解は大変重要であり、県としては、特段の決意で臨まなければならない事業と考えます。

そこで、これまで関係地域住民の皆様を実施された昨年7月の空港アクセス鉄道整備事業における調査検討結果の説明、さらに、12月の空港アクセス線の概要と都市計画に定める理由の住民説明会において、住民の率直な反応、理解度はどうであったのか、また、どうしても納得できないなどの厳しい意見は出されたのか、今の段階での住民の受け止めについて、所見を伺います。

次に、私は、本年1月3日の地元紙1面の記事を見て、非常にびっくりしました。タイトル、市電益城まで延伸案、まさかと驚き、タイトルだけに反応してしまいましたが、一呼吸おいて、記事の中身に目を凝らしますと、今後20年程度の将来を見据えた都市圏交通の在り方を示す熊本都市圏都市交通マスタープランの素案の中に示されていることと理解し、後日、市から取り寄せた熊本都市圏都市交通マスタープランを確認してみますと、確かに、鉄軌道については、益城、空港方面への市電延伸として、健軍から益城町と書いてありました。このことを大きくクローズアップしたものと改めて理解をしたとこ

ろです。

大変夢のあるプランですが、この案については、かつて空港アクセスルートを論議する過程で、市電やJR延伸、都市高速道路の延伸など、幅広い論議の中で、速達性、定時性、大量輸送、予算などの総合判断から、さきに述べた現在の空港アクセス鉄道に決定した経緯があると認識しています。

また、仮に益城、熊本空港への市電延伸の論議を始めたとしても、当時と大きく変化をしたことの中に、健軍から益城町において、県道熊本高森線4車線化事業があります。いよいよ今月20日には開通式が予定されていると聞いています。長年の懸案だった交通渋滞の緩和に多大な期待が寄せられることから、市電の延伸計画は矛盾が生じるのではないかと思います。

この熊本都市圏都市交通マスタープランの策定には、県も関わりを持ちます。そこで、木村知事も、年頭記者会見で、益城、空港方面への市電延伸のことに触れられていますが、改めて、さきに述べた空港アクセス鉄道の住民の反応はどうだったのか、また、健軍から益城町の市電延伸の件について、知事の所見をお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 空港アクセス鉄道の住民説明会における住民の皆様の反応について、まずお答え申し上げます。

昨年7月に大津町、菊陽町、西原村、益城町の4町村で開催した、1.5キロ幅でお示しした鉄道ルートを500メートル幅に絞り込んだ結果などに関する初めての住民説明会には、約170名の方々が御参加いただきました。

参加された方々からは、鉄道によって農地や集落が分断されることへの不安、空港駅の位置に関する提案、大津運動公園を経由する別ルートを要望する声など、鉄道の整備やその影響に関する様々な御意見をいただきました。

次に、12月末に開催した具体的な鉄道線形をお示しする都市計画素案の説明会には、ルートに該当する大津町や益城町の方々をはじめ、約450名が参加されました。

この説明会では、早期整備を望む声や空港へのアクセスの利便性の向上に期待する声をいただいた一方で、地権者の方の戸惑いや営農継続への不安、騒音や振動等環境への影響など、事業への不安や懸念の御意見もいただいたところでございます。

このように、各説明会において様々な御意見をいただいたことから、空港アクセス鉄道に対する注目度、重要性を実感しているところでございます。

今後実施する都市計画の手続において、住民の皆様からのこうした御意見を丁寧にお聞きするとともに、環境アセスメントに係る住民説明会も開催するなど、あらゆる機会を通じて、住民の皆様にも事業への理解を深めていただけるよう、分かりやすい情報提供と丁寧な説明を尽くしてまいります。

次に、健軍から益城町への市電延伸の件についてお答え申し上げます。

熊本都市圏都市交通マスタープランについては、現在、県と熊本市が共同事務局となり、産学官で構成する協議会において、様々な視点からの議論を踏まえ、策定を進めております。

このマスタープランの素案には、公共交通の利便性向上や交通渋滞改善に資する主な提案施策の一つとして、市電延伸を位置づけております。

協議会からは、益城町までのほか、健軍から市民病院、辛島町電停から南熊本駅までの延伸など、複数の路線が提案されていますが、まずは、市電の管理者である熊本市において、延伸計画に対してしっかりと検討していただくことが重要であると考えます。

議員御指摘の4車線化する県道熊本高森線については、熊本地震で沿線の建物が倒壊し、緊急車両等の通行に支障を来したという教訓を踏まえて、都市防災の観点から、良好な都市空間を確保するとともに、地域の方々が利用しやすい道路環境を整えることを目的として整備したものでございます。

このような経緯もございますので、熊本高森線の供用後の交通状況も踏まえながら、今後、益城町までの市電延伸について具体的な検討が進められる際には、それぞれの果たす機能などについて、関係機関とともに慎重に検討を行っていきたいと考えております。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 空港アクセスのルートに関しましては、もう都市計画は決定をいたしました。これが基本的に変わることはないと思いますので、あとは、住民の理解、丁寧なある意味では説明を行い、そして、一日も早く皆様から賛同いただいて、そして具体的に用地交渉、いろんな形で進めて、造るからには、なるべく早く完成することが一番この恩恵を被ることになるのではないかとというふうに理解をしております。

そういう意味では、今回地元説明会で上がった心配事に対して、丁寧かつ、そして迅速に、そしてその不安を解消する努力を最大限果が示すということが大事になるというふうに思っております。ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして、この市電の延伸でございますが、20日に恐らく開通をして、本当に、前の県道高森線の道路の状況を知っている方に関しては、感慨深いものがあるというふうに思います。

せっかく、片側2車線、4車線、そして、今回は歩道も広く、そして、あえて電柱も地中化にし、まさに、本当に創造的復興の象徴となるような道路を造ろうということで決議をし、そして完成を今月迎えるわけでございます。

いつになるか分かりませんが、マスタープランに、そこに市電延伸ということがまだうたってあるということは、その可能性もゼロじゃないというふうに示していると同様でございますので、私は、あそこの中に、鉄道が、また市電が延伸されますと、4車線の2車線は鉄道の分に、電車に変わるという事柄になりますと、せっかく電柱も地中化したのに、恐らく、市電になりますと、そこにまた、鉄軌道の電気のための柱が建ち、そしてクモの巣のような形でまた電気の配線がされれば、当初から考えていたものとは全然違う光景に映ってしまうのではないかとという心配がありますので、改めて、今回は、このことを通して、これはしっかりと、市とマスタープラン、もう20年、ある意味ではこのことを考えますよと言ってるわけですから、ここはどこかでやっぱりいろいろもっと論議をして考えなきゃいけないことではないかと、改めて私のほうからも、そのことを要望しておきたいと思っております。

では、次の質問に移ります。

熊本地震から10年における創造的復興の取組と追悼式についてということでございます。

御承知のように、今年は、熊本地震から10年目の節目を迎えます。長いような短いような、人それぞれ地震に対する思いはあると思いますが、貴い命を失われた御家族の皆様にとりましては、決して忘れることができない出来事であり、家屋などの被害に見舞われた方々も、長い道のりの御苦勞があったかと思えます。改めまして、亡くなられた方々の御冥福と被災に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今年は、熊本地震から10年目の節目を迎えることから、県は、熊本地震10年の犠牲者合同追悼式を、県と県内全市町村との共催で、4月16日、熊本市内にて、御遺族などを招いて実施すると聞いています。

木村知事は、この追悼式を執り行うにあたり、熊本地震で得た経験、教訓をしっかりと後世につなげていくこと、そして、御遺族の一人一人にこれからも寄り添っていくことが必要だと改めて感じた、県民が一丸となって復旧、復興に向かってきたこの10年を私たちの未来につなぎ、また、南海トラフ地震等をはじめとする様々な自然災害から県民の皆様のお命と暮らしを守るため、この10年の節目に、県と県内全市町村が共催する合同追悼式を開催し、県全体で災害の記憶の風化を防ぎ、防災への思いを新たにしたい、また、開会日の説明の中で、今日午前中の答弁でもありました、世界に誇れる防災先進県熊本の確立を進めると述べられています。

その思いからか、式典の前後には様々な催しが計画され、式典に先立っては、希望される御遺族を対象とした遺族間の交流の場を開催し、一般献花を受け付けるほか、市町村長を対象とした県防災・危機管理トップセミナーを開催予定とか——これは答弁でありました、10月ぐらい、秋ぐらいということで、さらに、全国の自治体職員向けのシンポジウム、防災リーダー向けの新たな研修、地震を想定した総合防災訓練等、地域防災力の強化に向けた取組を行うと聞いています。

私自身も、常々、いざ災害が発生したらどう動けばいいか自問自答し、危機意識を持つことに努めています。

また、県職員も、熊本地震以来、災害等の対応時は、全職員が防災服を着用することや、4月には、災害を想定した抜き打ちの登庁訓練などを実施しているようですが、とても大事な取組だと思います。

そして、県の防災センターにおいては、展示・学習室への来館者がこれまで2万人を超えているようで、今後より多くの県民の来館を望みたいものです。

そこで、まず第1点目として、木村知事にお尋ねをします。

熊本地震から10年目の節目に当たり、創造的復興の象徴的な取組として、ハード、ソフト面の中で何を挙げたいと思われますか、また、道半ばとして心残りに思うことがあればお示しいただきたいと思えます。

次に、節目に行う追悼式は、防災意識を高める上で非常に重要な行事と考えます。これまでの熊本地震における追悼式の在り方については、県下の市町村ごとの考え方があり、開催時期、内容を含め、様

々な取組がなされてきたと思います。今回は、10年の節目ということもあり、合同の追悼式が行われますが、無事に終わることを心からお祈りします。

そこで、2点目として、これまでのおおのの市町村で行われた追悼式と県の今後の追悼式の在り方について、知事の御所見をお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) まず、1点目のこれまでの創造的復興の取組についてお答え申し上げます。

熊本地震の発生から10年、私たちは、あの日を忘れることなく、多くの貴い命が失われた悲しみに向き合いながら、復旧、復興に取り組んでまいりました。

県民生活と地域経済を支える道路、橋梁、公共施設などのインフラの再生は、まさに県の総力を挙げた挑戦でした。

国の絶大なる御支援をいただいた阿蘇大橋の再建や国道57号北側復旧ルートの開通は、復興の象徴であるとともに、地域の未来を切り開く大きな希望となりました。

さらに、地震により甚大な被害を受けた益城町の復興まちづくりの核として進めてきた県道熊本高森線の4車線化については、前の質問で議員にも触れていただきましたとおり、地域の皆様の御理解、御協力により、今年20日に全線供用を開始いたします。

また、これらハード面のみならず、ソフト面の充実が極めて重要であることも、この地震から学んだ大きな教訓でございます。

そのため、県では、いづどこで起きるか分からない災害に対して、平時から十分に備えることができるよう、行政が行う公助はもとより、個々の備えである自助、さらには、地域で支え合うための共助を促す取組を推進し、総合的な災害対応力の向上を図ってまいりました。

中でも、その共助につきましても、熊本地震の際に、住民同士のつながりが人命救助に大いに役立った西原村の大切畑地区の事例なども教訓に、これまで、各地域において積極的な支援に取り組んでまいりました。

その結果、共助の核となるであろう県内の防災士の数は、地震前の1,073人から6,051人と、約6倍に増加するとともに、地域住民が主体となる地区防災計画は、地震前はゼロでしたが、令和6年度には403地区で策定され、全国2位の策定数となっております。

このように、ハード、ソフトの両面で、単に元にあった姿に戻すのではなくて、災害に強い熊本を目指して取組を進めてまいりました。

これらの成果は、この10年間、県民の皆様が積み重ねてこられた不断の努力によって達成できたものでありまして、創造的復興の理念をまさに体現する象徴的な取組であると私は感じております。

次に、2点目の追悼式についてお答え申し上げます。

地震から10年の節目を迎える今年の追悼式につきましては、県全体で犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、改めて震災の記憶と教訓を共有するために、県と県内全市町村との共催で実施させていただきます。

来年以降については、県の追悼式は、熊本地震で犠牲になられた方々の追悼と鎮魂の場である防災センターの祈念碑の前で、厳粛かつ丁寧に実施したいと考えております。

また、市町村における追悼式は、それぞれの市町村の御意見もお聴きしながら、その考えを尊重してまいります。

今後も、追悼式の開催を通じ、熊本地震の記憶を風化させることなく、そこから得た貴重な経験、教訓を次世代に継承してまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 災害によって大変苦しんだ部分もございませけれども、今後の災害に対する学んだ部分も大変多いというのが、改めて感じとるような状況でございます。

特に、復興に関しては、本当に、阿蘇のトンネル、また橋、これはもう考えられないような復旧を、国を中心としてやっていただいたものだなというふうに、また思います。もう大変これはありがたい国の支援だったというふうに思います。

それと、公助、自助、共助の部分で、特に熊本地震、また、令和7年の大雨洪水の件に関しても、熊本で災害に対する思い、そしてボランティア精神、そして防災に対して学んでいこうとする防災士の、ある意味では資格を取る人が増えてきたということ、これは、もう本当に、災害から学んで、そして、熊本県民として、自分だけではなく、人の力にもなろうというような形の取組が、今日の、例えば防災士なんかも——防災士では6倍ですけれども、例えば、地区防災計画は、本当、地震から、ゼロだったものが、403地区、全国で2位というようなことは、もう本当に、ある意味では、地域住民の意識の高まりというのはいすごいなというふうに、改めてそれに感心をするところでございます。

また、追悼式、我々も、よもやすると、いろいろ薄れる、しかし、こういう追悼式によって、もう一度原点に戻り、その命の貴さ、災害でお互い助け合う、そういうことを、ある意味では確認する意味でも、こういう追悼式は非常に大事な部分でございます。ぜひとも、この今回の10年の節目になる追悼式には、大成功するような形で見守っていきたいと思いますし、また、参加もさせていただきたいというふうに思います。

次の質問は、その災害に対して、関連するような形の部分でございます。防災・減災対策についてということでございます。

いろいろ、この質問に対しても、今まで取り組んできました。この防災・減災対策につきましては、昨年の11月議会でも取り上げましたが、このときは、国、県、市町村間の連携、災害ボランティアの確保、坪井川の治水対策などに関連する質問でした。

今回は、今まで取り上げなかった角度で、昨今頻繁に起こる林野火災、住宅密集地の火災、防災、減災に係る所有者不明建物、土地の解決や狭隘道路等の問題について質問をします。

まず、林野火災に対する防災対策の対応についてお伺いします。

一般的に、災害と言え、やはり最初に思い浮かべるのが、地震や津波、台風や大雨による洪水被害だと思います。しかし、最近では、火災による災害級の被害が全国で相次いでいます。

具体的な例を挙げてみますと、昨年2月に岩手県大船渡市で林野火災が発生、約3,370ヘクタールが焼損し、200棟を超える建物に被害が出ました。この経験を踏まえて、国では、林野火災注意報と林野火災警報が新設され、本年1月1日から、準備が整った市町村から運用されています。

この新たな注意報、警報の国の発令基準を見てみますと、林野火災注意報を発令基準とする基準として、直前3日間の合計降水量が1ミリ以下かつ直前30日間の合計降水量が30ミリ以下、または気象庁が乾燥注意報を発表したことを挙げています。

また、市町村長が区域を指定して発令し、住民には屋外での火の使用を控える努力が課せられます。

続いて、林野火災警報は、同注意報が発令されていて、さらに気象庁が強風注意報を発表したときに発令されるものです。

対象区域内での火の使用を禁止し、違反した場合は30万以下の罰金などの罰則が科せられることを想定されています。

いずれにしても、注意報、警報を発令する指標や火の使用制限の内容などの詳細は市町村で決めるとされ、これは、地域の森林火災のリスクに応じたきめ細かい対策に対応するためであり、住民に新たな制度の仕組みを丁寧に周知し、理解を得ることが重要となります。

そこで、第1点目の質問ですが、今回の山林火災の新たな注意報、警報発令に関する条例制定に係る県内の市町村の状況と県としての認識や関わりについてお尋ねをいたします。

次に、第2点目の質問ですが、昨年11月18日に発生した大分市佐賀関の大規模火災は、住宅など187棟が焼損し、甚大な被害を出しました。住宅のある半島部分が鎮火するまで、実に10日間を要したことになります。

ただ、飛び火をしたと見られる沖合の無人島に熱源が残り、市が火災全体の鎮火を宣言したのは、何と発災から17日目でありました。

ここまで被害が拡大したのは、発災後に強風が続いたことが要因の一つと見られますが、現場は、木造住宅が密集し、空き家も多かったため延焼しやすく、その上、道幅の狭さから消防車両が入りにくかったことが消火の難しさにつながったとの見方があります。

私も、先月19日、地理的状況を確認したいとの思いから、現地に足を運びましたが、規制線が張られ、中に入れませんでした。しかし、移動し、高台から見た光景は、道路も確認できないぐらいの住宅密集地でした。

この佐賀関と似たような地域は全国に点在し、本県にも数え切れないほど存在をします。まさに、対岸の火事ではないと、注意喚起すべきと思います。

そこで、具体的な取組として、道路の拡幅や防火水槽の整備のほか、住民が使える消火用のホースを増やして、地域の初期消火体制を手厚くしたり避難体制を強化するなど、ハード、ソフト面の整備を加速する必要があると思いますが、町並みの歴史、用地の問題、予算など、そう簡単にはいかないのが現状であります。

そこで、まずは取り組むことができる対策として、特に火災の延焼が高いと思われる地域を調査、指

定し、浸水や土砂災害危険地域を示すハザードマップのように、住民に火災予防の意識を高める上での、仮称でございますけれども、火災延焼可能性地域として、ハザードマップを住民の理解を得ながら作成すべきと思いますが、県の考えを総務部長にお尋ねいたします。

[総務部長千田真寿君登壇]

○総務部長(千田真寿君) まず、1点目の林野火災注意報、警報の条例制定についてお答えします。

林野火災の原因は、たき火や火入れなど、人為的行為によるものが多く、本県の林野火災の発生件数は、ここ5年間では年間60件程度となっています。

林野火災は、未然に防止することが重要であり、県民一人一人に防火意識を徹底していただく必要があります。

このため、県内の12消防本部の全てにおいて、火災予防条例を改正し、林野火災注意報、警報の運用を始めています。

林野火災注意報、警報が発令されると、キャンプ等レジャーでのたき火をはじめ、対象区域で火気の使用制限が行われることとなります。一たび山林で火災が発生すると、大規模な災害につながるおそれもあることから、住民の皆様には、注意報、警報について理解していただき、守っていただくことが大切です。

県では、市町村や消防本部に対して、林野火災注意報、警報に関する住民への周知を促すほか、森林法に基づく火入れの許可の要件等について、市町村長が定める火入れに関する条例に林野火災注意報、警報が発令された場合の対応を明記するよう依頼したところです。

引き続き、市町村や消防本部と連携し、住民や山林への入山者に林野火災の予防について注意喚起を図ってまいります。

次に、2点目の火災延焼可能性地域のハザードマップの作成についてお答えします。

昨年の佐賀関での大規模火災は、風の強さや向きが変化する中、町なかで次々と飛び火が発生し、延焼が拡大しました。

火災は、気象状況や建物の構造等により延焼範囲が左右されることから、事前予測が難しく、過去の浸水の実績や地形から作成される水害や土砂災害のハザードマップのように、あらかじめ被害範囲を明確にすることは困難です。

佐賀関での大規模火災を踏まえた消防庁の検討会では、自治体における住民の避難行動に関する効果的な取組を横展開する必要性等について検討が行われています。

住宅密集地で火災が発生すると、急速に被害が拡大するおそれがあることから、住民による初期消火を含めた火災を拡大させないための対策と逃げ遅れを防ぐ迅速な避難等、住民の防火意識の向上が求められます。

天草広域連合消防本部では、佐賀関での火災を受け、住宅密集地で火災の発生を想定した住民参加型の防災訓練を実施されたところです。

県としても、市町村や消防本部と連携して、引き続き県民への防火意識の啓発や防火対策の普及を図

ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 今一部の間では、キャンプのブームというような形になっています。こういう注意報が出たり警報が出ると、キャンプで簡単にたき火をしてしまうと、30万円の罰金が科せられることもあるということなども、やっぱり広報、周知徹底をしておかないといけませんし、また、万が一火災の——そういう空気の乾燥とかあった場合には、もうむやみやたらに火を使うと大きな森林火災になり、そして住家にも及ぶというのは、もう本当身近なところで起きておりますので、ぜひ、この条例を新しく皆さん策定され、この1月1日から大きな流れができましたので、ぜひ注意をしていただきたい。防げる分は防いでいくというふうに頑張っていたいただきたいと思います。

それと、住宅密集地、平場での火災でございます。県下の特に漁村周辺では、もともと狭い道路、背戸というところが多いような住宅密集地はたくさん存在をしています。もうこれも一つの町並みであり、ある意味では歴史的な背景もあり、また、生活の知恵であるというような住宅の集落なんですけれども、私の出身の牛深なんかもこういうところはたくさんありまして、こういうところに家を立ち退いて道を広げる、これはもう不可能な話でございます。

こういうところは、あらかじめ、私は今回提案をして、地図上で防災マップみたいな形で注意してくださいよということぐらい指定はできないんですかと言ったら、それはできませんということで、非常に残念な結果だったんですけども、それは、しっかりと、住んでおられる方は意識も高く、防災訓練等も行政からしっかりと誘導していけば、私は大事なかなとは思うんですけども、ぜひ、本当は地図なんかでも、そういう危険地域ですよという喚起を促していくことは大事じゃないかということで提案しましたので、いつかどこかで心変わりをしたら、そういうことを作成するように頑張っていたいただきたいと思いますというふうに思っております。そのときは私が言ったということで、また認識していただければというふうに思います。

では、その延長で、また2つございます。

所有者不明建物、土地の対策、狭隘道路のことについて質問します。

先ほど、火災延焼の原因の一つとして、空き家の多さも挙げました。この空き家の問題は、以前より大きな課題として取り上げられ、特に人口減少に悩む市町村においては、大変深刻な問題とされています。

2026年1月、法務省が進めている所有者不明建物に関する実態調査により、日本全国に登録されてない建物が1,000万戸を超える可能性があることが明らかになりました。こうした未登記建物の存在は、大規模火災時における復旧の遅れだけではなく、不動産の取引の障害など、社会的な影響も大きく、政府も、2025年6月の閣議決定で、本格的な対策を講じる方針を明示しています。

しかし、なぜ日本にはこれほど多くの未登記建物が存在するのか、背景を詳しく見てみますと、法律的、社会的、制度的、さらには心理的な要因が複雑に絡み合っているようです。

まず第1に挙げられるのは、不動産登記制度に対する一般市民の意識の低さです。不動産登記法で

は、建物を新築した場合や所有権が移転した場合は、原則として1か月以内に登記申請を行うことが義務づけられています。しかし、実際には、認識されていない現状が長年にわたり続いています。

特に、地方では、登記しなくても生活に支障はないという意識が根強く、法的な手続を軽視する傾向があります。地元の付き合いや口約束による所有権の移動が黙認されている地域も多く、結果として正式な登記手続が取られないまま建物が存在し続けます。

また、深刻な問題として挙げられるのが、相続時の登記漏れです。日本では、不動産を相続した場合にも登記変更の義務がありますが、実際には多くの人がこれを怠っています。相続手続は煩雑で、場合によっては数十万円の費用がかかることもあり、特に価値の低い地方の建物や空き家については、わざわざ登記変更する必要はないと判断されがちです。

その結果、登記簿上では既に亡くなった人が所有者として残り続け、実際の所有者が誰なのか分からない所有者不明建物が年々増加しています。しかも、相続が複数代にわたって行われると、関係者が全国に散らばり、登記手続自体が事実上不可能になるケースもあり、例えば、道路拡幅や新設道路の建設に対し、工事の進捗に大きく影響を受け、工事の遅延や断念につながる例も少なくありません。

また、危険地帯を守るための急傾斜対策事業にも大きな影響を及ぼします。このことは、所有者不明土地についても同様です。

さらに、災害時においても大きな障害となり得ます。例えば、2011年の東日本大震災では、倒壊した建物の所有者を特定するために多大な時間と労力が必要となり、被災地の復旧、復興が遅れる大きな要因の一つとなりました。所有者不明土地や建物は、行政の手続に支障を来したり、避難所の設置や仮設住宅の建設など、迅速な対応が求められる場面で大きな障害となったとされています。

この深刻な未登記建物問題を解決するために、国においては、登記の義務化に対する周知徹底を図ることや登記手続を簡素化するための制度改革がなされていますが、現行の制度では、相続登記に複雑な書類作成や高額な費用がかかるために、特に高齢者や地方在住者にとっては大きな負担となることを踏まえ、手続を簡素化し、費用面でも負担を軽減できるような支援制度を考えるべきだと思います。

そして、県は、市町村と連携して、国に対して強く申し入れるべきと考えます。そして、要望を行うだけではなく、市町村と連携し、仮称未登記建物発見、登記誘導プロジェクトなるものを立ち上げ、所有者不明建物、所有者不明土地の問題解決に全力で取り組むべきと考えますが、県の考え方をお尋ねします。

次に、道路等に関することになりますが、災害において、やはり問題になるのが、道路の幅員が狭い、いわゆる狭隘道路があります。この狭隘道路というのは、4メートル未満の道路のことを言います。このような道路は、避難時の通行障害や消防車両の進入を妨げ、被災後の復旧作業の非効率化につながり、深刻な問題となっています。

国も、この狭隘道路の解決に向けた取組については、令和6年3月策定のガイドラインで、地震時等に著しく危険な密集市街地の解消とそれに合わせた地域防災力の向上に資するソフト対策の強化、無電柱化の推進、都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地における狭隘道路等の現状分析を行い、防

災・まちづくり部局等と連携し、重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を推進すると記しています。

これらを受けて、既に、国は、安全な住宅市街地の形成を図るため、地方公共団体が実施する狭隘道路に係る情報整備や狭隘道路のセットバック等に要する費用に対し支援制度を整備しており、制度を活用した狭隘道路のさらなる解消が必要と考えています。

一方で、大規模火災が発生した大分市佐賀関のような住宅密集地では、道路の幅が著しく狭い上に、建物が道路に接し、敷地いっぱい建てられている場合が多く、狭隘道路の解消が進まないのが現状です。

そこで、住宅密集地における狭隘道路を含めた防災、減災対策について、県の考え方を土木部長にお尋ねいたします。

[土木部長菰田武志君登壇]

○土木部長(菰田武志君) まず、所有者不明の建物や土地の対策についてお答えします。

議員御紹介のとおり、建物や土地の相続後の登記が行われていないことや、また、所有者の移転による放置などにより、所有者不明の建物や土地が発生している状況があります。こうした不動産の増加は、まちづくりや災害復旧といった公共事業を行う際の課題となるなど、円滑な利用に支障が生じています。

登記事務を担う国においては、その発生予防のため、令和6年から、相続登記を義務化する措置が講じられましたが、手続きの煩雑さや費用負担もあることから、登記が進んでいないと考えています。

県としても、これらの不動産の発生を予防するため、まずは、国や市町村と意見交換を行い、現状把握を進めるとともに、把握した課題を踏まえ、手続きの簡素化等の制度改善について、様々な機会を通じて国に要望してまいります。

さらに、県民に対しては、登記の必要性を理解いただけるよう、市町村や関係機関と連携し、周知啓発に取り組むなど、所有者不明不動産の対策につなげてまいります。

次に、狭隘道路等の対策についてお答えします。

狭隘道路に面する建物が立ち並ぶ地域においては、道路幅の狭さが、例えば、火災発生時の住民の避難や緊急車両の進入の妨げとなっており、その対策は重要と認識しております。

狭隘道路沿線における建物の建て替えが発生する際は、市町村が道路幅を確保するための整備を行うことができますが、事業に対する市町村の認知度や住民への説明が不足しており、一部の実施のみにとどまっています。

県では、これまでも、市町村に対し、狭隘道路の対策の必要性について説明を行ってきましたが、さらなる事業の促進につながる研修会等を開催するなど、働きかけを強化してまいります。加えて、住民に対する啓発を促すための取組についても、市町村と連携し、検討してまいります。

また、建物の改修について、道路幅が著しく狭い地域では、建築行為が制限されていますが、防火性の高い外壁を採用することなど、現在、制限緩和に向けた基準を策定しているところです。

引き続き、狹隘道路の改善や建物の防火性能の向上に取り組み、地域における防災、減災対策の充実を図ってまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 よく一般道を通るときに、ここはもう整備をしてもいいのではないかと思うくらい、前後は道路が改良ができてるんだけどできていないところが見当たることがあります。原因を聞くと、所有者が多くて同意が取れないという理由で進まないというのもよくあります。結果的には、所有者が、例えば外国にいたりとか、そういうことで所有者の同意を得られない、だから公共事業を止めるということもたくさんあったりとかして、ここは、熊本県だけじゃなくて、全体的に登記をしっかりともう変えていくという流れをつくるというのは、あらゆる災害だけではなく、いろんな面で大事なことだなというふうに思います。

それと、この狹隘道路、もう非常に4メートル以下の、4メートル以下というか、2メートル以下もないようなところもたくさん県下にあります、特に田舎に行くと。それは、お互い隣同士声を掛け合うという形で利便性を追求して、そういうふうなまちづくりをやったところも漁村ではあるんですけども、この佐賀関の現場で見たときも、やはり狭い道路というのがあって、結果的になかなか延焼を止められなかったと、強風もあったと。

そこで、ある意味被害に遭う方が、1名しか亡くなってはいないんですけども、それは、日頃から住民の声かけ運動があって、そして、誰がどこに、障害を持たれる方、高齢者の方、把握されていて、住民の方が全部そのことを素早く避難につなげたということで、犠牲者が少なくとどめられたというような部分があったと聞きました。

この狹隘道路に関しても、しっかりと根気強く訴えていくことが大事ななというふうに思います。

牛深にも、本当そういうたくさん狭いところもありました。この間ちょうど日曜日は、卒業式の関係で、同じようなところをちょっと見てきました。場所によっては、人間と猫が擦れ違うだけであとは誰も通れないというようなところもあります。やっぱり本当狭いようなところがたくさんありますので、その辺をしっかりと考えていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

生成A Iの活用状況と今後の取組についてでございます。

この生成A Iについては、令和5年6月の一般質問で取り上げて以来、2回目の質問となります。前回はまだ全国的に本格的に活用が始まっていない状況でしたので、全国の県や市町村の先進事例や意気込みに関する情報を基に、知事部局、教育長、警察本部への質問を行いました。

答弁では、セキュリティ上のリスク、子供たちが自分の考えを形成するための手段として、生成A Iを適切かつ効果的に活用することができるようルールづくりが必要であるとか、情報の正確性については、最終的には人が判断するよう注意喚起をしているなどの答弁がなされました。

あれから2年半たちました。この間、A Iの技術や活用方法も世間では大きくさま変わりしています。特に、若者の間では、動画作成に欠かせなくなった生成A I、映画やユーチューブ、ティックトッ

クなどは爆発的な広がりを見せ、2025年は生成A I元年とも言われているようです。

ただ、若者の使い方、全く違った使い方もあるようです。それは、小中高の自殺者が増えている中、心の悩みを打ち明ける際の負担感を減らし、支援につながる糸口になるよう、対話型の生成A Iを活用する動きです。

また、先月2月には衆議院選挙もありました。この衆議院選挙でも、生成A Iで作ったとされる架空の動画や画像が拡散しました。中には、候補者の好意的な発言をする内容が2万件以上のいいねを得ていたという話もあります。今や政治の世界でも、生成A Iの影響を受ける時代になりつつあるようです。

いずれにしても、生成A Iの活用方法は、制御の方法がなかなか難しい状況になりかけているようです。

そこで、政府は、昨年12月、研究開発と利活用を促すA I基本計画を閣議決定しました。その中身は、1つ、利活用の加速的推進、2つ目、開発力の戦略的強化、3番目に、ガバナンスの主導、4番目に、継続的変革の4つの方針に基づく施策を推進し、世界で最もA Iを開発、活用しやすい国の実現を目指すと発表されました。

我が県も、私が質問した令和5年6月以降、県の業務でA Iを活用した事業が増えていることを確認させていただきました。

例えば、全職員を対象に、挨拶文案の作成、会議概要の要約、研修資料、レジュメの作成等、また、以前より活用していた議事録作成支援サービスでは、音声データの文字起こし、音声文字データの編集などがあり、以上の内容が仮に職員の手作業で処理されていた場合と比べ、相当な事務作業の削減効果が見られたと聞いています。

そのほかにも、A I活用の関係機関との包括連携協定の締結やA Iに関するイベントの開催など取り組まれているようですが、今後期待したいと思います。

そこで、木村知事にお尋ねしますが、A Iの活用に対するメリット、デメリットの認識と県業務における今後の活用の方向性について、知事の御所見をお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 近年、半導体関連産業の集積への対応をはじめ、急速なグローバル化の進展、気候変動による災害の頻発化、激甚化など、本県を取り巻く環境は、目まぐるしく変化を続けています。

また、将来的に少子高齢化のさらなる進展が見込まれる中、限られた予算と人員で山積する課題に対応していくためには、デジタルの活用などにより、作業的な業務を徹底的に効率化し、職員が施策立案等の業務に注力できる環境をつくる必要があります。

これまで度々申し上げてきたとおり、私の政治方針の根幹にあるのは、徹底した現場主義でございます。職員が様々な現場の声を真摯に聞き、機動力をもって効果的な施策立案を行っていく時間を確保するためにも、業務効率化の推進が必要不可欠でございます。そして、その鍵を握るのが生成A Iの活用だと考えております。

そこで、議員御質問の生成A Iのメリットとデメリットについてですが、生成A Iのメリット、最大の強みは、人間を煩雑な作業から解放し、判断の精度を高めることです。

例えば、面談記録や会議録の作成など、従来は数時間かかるような作業に劇的な生産性向上をもたらしています。また、膨大なデータを分析し、人間では気づけないパターンや将来予測を導き出すこともできます。

ただ、一方で、生成された情報の正確性が不十分な場合があることや、使い方次第では、機密情報や個人情報が外部に流出してしまうなどのリスクもございますので、利用ルールの整備と徹底が不可欠でございます。

次に、A I活用の状況についてお答え申し上げます。

県では、生成A Iのメリットとデメリットを踏まえながら、庁内における生成A Iの利用ルールを定め、様々な業務に生成A Iを積極的に活用しており、業務の削減効果が着実に現れております。

例えば、議事録、会議録の作成業務では、令和6年度の1年間でございますけれども、約1万4,000時間の業務量削減効果がございました。

また、現在、議員御紹介いただいた包括連携協定に基づいて、一部の所属において、民間企業と連携した生成A Iの活用による業務効率化の取組に着手しております。

来年度からは、業務見直しの推進体制を強化して、令和10年度までの3年間を集中取組期間として、県政の様々な分野で業務プロセスの抜本的な改革に取り組んでまいります。

同時に、この業務改革を進めるためには、全ての職員がデジタルの力を積極的に活用できる人材として成長することが必要です。このため、今年度中にデジタル人材育成に係る基本方針を策定し、職員のさらなる業務改善意欲とデジタルスキルの向上に力を入れてまいります。

議員御紹介のとおり、A I基本計画では、我が国のA I戦略の進化に向け、イノベーション促進とリスク対応の両立の徹底により、世界で最もA Iを開発、活用しやすい国を実現していくとされています。

このように、国を挙げてA I活用の機運が一層高まりを見せる中、熊本県こそそれをリードする存在になれることを目指す必要があるものと考えています。

引き続き、私と職員が一丸となって、生成A Iを効果的に活用した業務改革を進め、業務の質や組織力を向上させることで、将来にわたる県民サービスの向上につなげてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 私は、今回の代表質問の作成に当たりまして、選挙後にこの質問の原稿に着手することから、大変時間がなくて、大分A Iに尋ねました。といっても、A Iの文章をそのまま丸写しすることはありません。ただ、参考事例として、こういうことはどういうふうな考えができるんだというふうに関くと、ちゃんと一応A Iの考えを言ってくれます。それをうのみにすれば大変なことになるなと思うし、それをチェックするために、また別の分で調べる、こういう繰り返しがある意味では、A Iの正確性につながってくるのかな。全く使わないで、一から調べると相当の時間がかかる、この辺の効率性

もメリットとして使うということは大変大事な事かなというふうに思いますので、ぜひ、この辺のことも県としてしっかりと考えて、そして、とにかく安全にといいですか、情報の保持にもしっかりと努めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

これは、ウォーターPPPと、初めて聞く方もおるかもしれません。PPPって、笛の音ではなく、これは単純に、後で説明しますが、このことについてちょっと確認をさせていただきます。

今、全国各地で上下水道の老朽化による漏水などのトラブルが多発しています。原因としては、戦後や高度成長期に一気に整備されたものが、今日耐久年数を迎え、腐食や強度の劣化が進み、管の破損などで大きな被害をもたらしています。

記憶に新しい事故として、昨年1月に起きた埼玉県八潮市の大口径の下水道管が腐食により破損し、大規模な道路陥没が発生、走行中のトラックが転落し、運転手が亡くなりました。この復旧には、あと4～5年かかるとも言われ、膨大な予算が必要とされています。

また、上下水道の主要施設である浄水場や下水道処理施設も、建設から長い歳月を迎え、新設や補修などに追われる現状にあります。

そこで、国は、上下水道施設の老朽化に伴い、維持管理に多大な費用がかかっている現状、また、人口減少による水道料金等の収入減や職員不足による技術継承の困難さも課題になることから、こうした課題に対応するため、水道分野の官民連携、いわゆるウォーターPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップの導入が検討され、政府も積極的に推進しています。

特に、2027年度以降は、汚水管の改築に対する社会資本整備総合交付金の交付要件として、ウォーターPPPの導入を決定済みであることが必須となるため、自治体は導入を急ぐ状況にあります。

このウォーターPPPについては、2つの方式があります。

まず1つ目が、管理、更新一体マネジメント方式、いわゆるレベル3.5と言います。これに4つの分がありますけれども、4つ大まかに言いますけれども、長期契約、原則は10年、性能発注、業務水準のみを提示すること、そして、3番目に、維持管理と更新の一体マネジメント、4番目に、プロフィットシェア、費用縮減分、お互いもうけたら行政と民が半分ずつするということですが、

また、2つ目に、コンセッション方式、これはレベル4と言いますけれども、1つ目に、民間事業者が施設の運営権を持つ、原則10年から20年と。また、2番目に、原則利用料金を徴収するという業務、3番目に、より高度な官民連携の形態であるということになります。

本県の現状を見ても、上水道については所有していませんが、工業用水では、有明工業用水、八代工業用水、苓北工業用水があります。苓北工業用水以外は、令和3年度からコンセッション方式、レベル4を採用し、現在運用されています。

そして、本県が所管する4つの下水道事業において、今後の対応として、国の方向性及び本県の課題を踏まえ、ウォーターPPPの導入検討を行っているようですが、そこで、幾つか気になる点がありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、ウォーターPPPを導入することにより、国内外の大手企業が参入する可能性が高くなります。そのことにより、地元企業の参入が厳しくなるとの声や、仮に地元企業によるJVを参加要件とする例もありますが、発注者側で具体的にはどのくらい配慮するか分からない、また、今後下水道事業の広域化や集約化も検討されると、地元企業側では、そもそも管理する施設自体が減少し、仕事がなくなるのではないかと心配もあるようです。

また、熊本地震や令和2年の豪雨災害でも、地場企業の協力は大きな実績でしたが、仮に地場企業が衰退すれば、災害時の協力がおぼつかなくなると心配する声もあります。

最後に、別の角度での心配事に、ウォーターPPP、コンセッション方式、いわゆるレベル4を採用しているここ15年間の水道事業は、世界で35か国、少なくとも180件に上り、一部では失敗に終わり、再び公営化されたところも少なくないと聞いています。

このような不安もある中で、県は、これまで関係者との意見交換をされてきたのでしょうか。また、納得していただいているのでしょうか。気になるところであります。

木村知事は、令和6年5月の末、当時の自見大臣とウォーターPPPについてオンラインでの意見交換で、積極的に推進することで合意したと発表されていました。

そこで、改めて木村知事にお尋ねをします。

既に取り組んでいる工業用水のウォーターPPP運営については問題がないのか、また、今後進めようとしている下水道事業において、地元企業に対する配慮とウォーターPPP導入についての思いをお伺いいたします。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) 県民生活や企業活動を水分野で支える上下水道や工業用水道は、一旦災害や事故により使えなくなれば、大きな影響を及ぼすことになる重要なライフラインでございます。

道路や港湾などのインフラ行政全般において、職員数の減少や施設の老朽化が進む中、特に水分野においては、それらに加えて、人口減少に伴う事業収入の減少などの課題もあり、国は、この課題解決に向けて、民間の創意工夫と資金を活用するコンセッション方式による官民連携を推進してきたところでございます。

近年になって、上下水道管の老朽化による破損を起因とした漏水や道路陥没の頻発など課題が顕在化してきたこともあり、国は、令和5年度から、新たな官民連携方式である、議員御指摘の管理、更新一体マネジメント方式を、従来の方式と併せてウォーターPPPと称し、さらなる官民連携を促進する方針を打ち出しております。

私自身も、総務省で、上下水道や工業用水道など公営企業を担当しておりましたので、水分野における官民連携の推進がますます重要であることは十分認識しております。

まず、工業用水道についてお答え申し上げます。

本県では、令和3年4月から、工業用水道分野では全国初となるコンセッション方式を導入し、特別目的会社、ウォーターサークルくまもと株式会社を運営権者として、20年間の長期契約を締結しており

ます。

導入に当たり、課題分析や関係者との丁寧な意見交換を重ねた上で制度設計を行った結果、運営権者からは、リスク管理体制の高度化により、20年間で約15億円の事業費を縮減する提案を受けております。さらに、人材育成や地域経済への貢献などの提案についても効果を期待しているところでございます。

事業開始以降、運営権者において、11億円を超える設備更新や修繕が着実に実施され、施設の状態を示す管理指標であります施設健全度のポイントも5ポイント以上上昇して、評価ランクが最上位の健全に移行するなど、施設の安全性、信頼性の向上が図られております。

また、維持管理体制についても、地元企業の参入の下、強化が図られており、これまで大きなトラブルや事故は発生しておりません。工業用水の安定供給も確保されるとともに、運営効率やサービスの品質の向上が確認されており、コンセッション方式による運営は、順調に進展していると言ってよいと思っております。

次に、下水道事業におけるウォーターPPPの導入についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、国は、汚水管の改築に係る交付金事業の採択要件として、令和9年度以降、ウォーターPPP導入が決定済みであることを条件としており、県内においても、この制度の導入に向けた検討を進めてきたところでございます。

今年度は、整備中の特定公共下水道も新たに対象に加えて、県内下水道の管理運営を担う地元企業に対する説明会の開催や、県内企業を含む多業種の企業を対象に、本制度への参入意欲等を把握するアンケートの実施などにより、約50社からの意見、御回答をいただきました。

地元企業からは、施設の運営、維持管理は地元企業を優先活用すべきですとか、緊急時の対応は地元でないとできない、事業規模が大きくなると、対応できる事業者が限られるなどの意見がございました。

これらを踏まえ、今後、県が管理する流域下水道においては、官民連携方式や対象範囲の検討に当たって、地元企業が参入しやすい要件や入札時の評価基準などについて検討を進めてまいるところでございます。

私は、令和6年5月に、当時の自見はなこ内閣府特命担当大臣との会談の場で、地域の実情を踏まえつつウォーターPPPを推進していくという思いをお伝えしております。

引き続き、関係者と意見交換を重ね、地元企業の参画機会の確保に配慮しながら、ウォーターPPPの導入に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 このウォーターPPP、公が担うもの、また民間に託せるもの、こういうこともしっかり考えながら、そして国の方針もあるでしょう。しかし、先ほど知事が言われました、やはり地元の状況も踏まえながら考えていく、このことの視点は大変大事だと思いますので、ぜひ、また地元企業との懇談とか、いろんな形でこのこともまたしっかりと対応していただければというふうに思います。

では、次の質問でございます。

県立高校の入試状況、定員内不合格についてということで質問をさせていただきます。

県立高校の問題について質問いたします。

昨年11月の一般質問では、県立高校のあり方検討会の内容に触れ、その中で、県立高校における郡部の定員割れ問題、市内の大規模校の学級減の問題を質問し、それに伴う私立高校の定員の在り方についても伺いました。

既に、県立高校の前期(特色)選抜は2月2日に実施され、2月9日には合格内定者の通知がなされました。そして、後期(一般)選抜は、まさに明日4日から実施されます。受験生の皆様にとりましては、本日は何かと落ち着かない1日だと思いますが、体調を万全に整え、実力を発揮し、志望校合格の栄冠をぜひつかみ取っていただきたいと願っています。

ところで、今回の高校入試に関しての県下の出願状況を詳しく見てみますと、県立高校全50校中39校が募集人員に満たない状況です。受験生の中には、私立高校も併せて受験し、既に合格の切符を手している生徒もいることから、県立高校の最終合格者数の確定は3月下旬までは分からないと思いますが、それでも定員割れする高校は、昨年より増えると推測されます。

そこで、第1点目の質問ですが、県は、これまで、県立高校の魅力を訴え、受験生増加に向け尽力をされておりますが、今回の県立高校の出願の状況について、どのような感想をお持ちか、お伺いいたします。

次に、第2点目の質問ですが、定員内不合格者についてお尋ねをします。

全国の公立高校では、何らかの事情で定員内不合格者となる生徒がいます。文部科学省が昨年12月に公表した調査結果では、2025年の入試では、延べ1,770人に上り、そのうち4県では100人を超えるようです。

ちなみに、過半数で延べ20人以上の定員内不合格者が出ており、最も多かったのは沖縄県で224名、北海道や茨城県などではゼロ、本県は5人以下だったそうです。これだけ差があるということは、各都道府県の判断基準に違いがあるのではないかと思います。

このような現状を踏まえ、文部科学省は、2024年、学ぶ意欲を有する生徒に対して、学びの場が確保されることは重要として、全国の教育委員会に、定員内不合格者を出さないよう取り扱っている例を含め、他の教育委員会における入学者選抜の実施方法等を参照するとともに、合理的な説明となっているかについて、改めて検討するよう通知していると聞いています。

本県も、少数ではありますが、定員内不合格を出しています。私は、受験に挑戦する段階で、学ぶ意欲があるという表れだと思います。

そこで、本県の可否の判断基準や今後の対応について、県の考え方をお尋ねいたします。

次に、第3点目の質問ですが、1月の下旬、地元紙の記事で、県内私立高校が授業料の値上げ予定と掲載されておりました。理由としては、人件費の高騰、教育の質の向上などの理由があるようですが、4月から私立高校の授業料が実質無償化になることから、この時期を最大限に活用するとの意見もあるよ

うで、いずれにしても、無償化を支えるのは国民の税金であります。必要不可欠なことであれば、丁寧な説明が求められると思います。

そこで、私立高校では値上げの案が出ていますが、県立高校の今後の授業料について、県はどのように考えておられるのか。

以上3点、越猪教育長にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、1点目の今年度の出願状況についてお答えします。

今年度の中学卒業予定者数は、昨年に比べ166名増加しているにもかかわらず、県立高校後期(一般)選抜の出願者数は、昨年度より285名減少しており、定員割れの高校も2校増加するなど、厳しい状況であると認識しています。今後、さらなる分析を行い、県立高校の魅力化につなげてまいります。

次に、2点目の定員内不合格についてお答えします。

議員御案内の文部科学省通知によると、定員内不合格については、それ自体が直ちに否定されるものではないとされており、高校入試については、校長が受験者の能力、適性等を総合的に考慮し、可否の判定を行っています。

県教育委員会としては、定員に満たない学校、学科等における入学者の選抜では、多くの生徒が入学できるように配慮することを各県立高校に対して周知してまいります。

最後に、3点目の県立高校の今後の授業料についてお答えします。

県立高校における授業料の水準につきましては、地方財政計画において基準が示されており、本県でも、これを踏まえて授業料を設定し、全国的にも統一の金額となっています。

今後も、県立高校の授業料の取扱いにつきましては、地方財政計画の見直しや制度改正の動向を踏まえて対応してまいります。

引き続き、おおむね10年先を見据え、関係団体と連携しながら、県立高校の子供たちの学びの確保に向け、全力で取り組んでまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 11月の議会では、一番最後の質問が教育長に質問でございまして、大変時間がない中でばたばたして答弁していただいたということで、今回は一番最後じゃなく、繰り上げて順番を上げて、安心して答弁ができるように配慮したつもりでございまして。

その分、県立高校の定員割れ、大変深刻な分でございまして、私が先週行った牛深高校の卒業生は37名でございました。また来年はそれより少ないというふうに言われております。だんだんだんだん、定員割れというのは、もう本当59校中39校で、さらに増えると大変な状況かなというふうに心配をすることがございます。

また、一方で、授業料、いろいろあります。高校無償化になって大きな変化が今から公立、私立、影響があるのかなと思います、この問題については、今後ずっと監視をしていきたいというふうに思います。

最後の質問になります。

子ども食堂を活用した困難な状況下の子供への支援について、ちょっと質問させていただきます。

子ども食堂については、これまで、ほかの議員の皆様が、事業運営者等からの御意見や要望を踏まえて、あらゆる角度から質問されていると認識しています。私も、県下の同僚議員が受けた相談を聞いたり、子ども食堂の運営者から直接意見をお伺いしたこともあります。

私の場合には、主に、事業を運営するに当たり、利用者の増加による運営費の不足やスタッフの人員確保の課題でした。

そもそも、子ども食堂の始まりは、独り親家庭では保護者が仕事や家事に追われてしまうため、子供が十分な栄養の食事が取れない、また、孤食状態になることも増えてきていることから、そうした子供たちに対して、無料または低料金で食事を提供することを目的として始まったと聞いていましたし、そういうことだと私は認識してきました。

しかし、昨今の子ども食堂は、皆同じ状況ではなく、それぞれに取組にも特徴があり、利用者の幅もそれぞれ違うようです。

そこで、私は、現在子ども食堂がどのような形で運営されているのか、利用者の状況はどうか、詳しく理解するため、2月初めに、市内のある子ども食堂の視察を行いました。残念ながら、私が訪問した日は食事ができる日ではなく、施設内の見学や経営者の話を伺うだけでしたが、初めて現場の様子を見て、利用状況を伺い、しかも、ボランティア精神で取り組まれていることにとても感動しました。

そこで、私が一番知りたかった、独り親家庭で保護者が仕事や家事に追われてしまうために、子供が十分な栄養と食事を取れない孤食状態になる子供たちが利用できているのか、また、いじめなどの理由から家を出ることができない子供たちは、ちゃんと施設に足を運び、利用できているのかといったことを確認しました。

すると、子ども食堂の運営者としては、家庭状況をつぶさに把握するのは限界があり、不登校など家から出られない状況を把握できる家庭は個別に食事を配達することもあるとのことでした。

子ども食堂も、元気な子供たちにとっては、コミュニケーションの取れる大変よい施設になりますが、様々な理由で学校に一時的に通うことができない子供たちには、行きづらい、利用しにくい場所になっている場合もあると思います。

聞くところによると、今は、子供や大人が気軽に利用できる地域のオアシスのようにになっている場所も増えているようで、しかし、本来利用してもらいたい子供たちが利用できていなければ、何かしら寂しいものがあります。

私としましては、そういった場所であっても、困難な状況に置かれている子供たちのため、行政としては、その状況に合わせた支援の在り方を検討される必要があるのではないかと考えます。

そこで質問します。

不登校やいじめなどの理由で、子ども食堂に自ら進んで行くことができない困難な状況下の子供もいると思いますが、県は、こうした子供について、子供の置かれた状況に合わせた支援の在り方を検討す

る必要があると思います。県の子ども食堂を活用した困難な状況下にある子供への支援について、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) 子ども食堂は、地域のボランティアの方々の自主的な活動によって運営されています。食事の提供を通じて、子供が安全、安心に過ごすことができる居場所を提供し、地域の方々とのつながりを育み、大人が子供を見守ることができる場として期待されています。

議員御指摘のような、不登校やいじめなど、明らかに困難な状況にある子供や家庭に対しては、市町村が個々の状況に応じたサポートプランを作成し、学校や関係機関等と連携しながら見守る体制をつくっています。

そのサポートプランにおいて、子ども食堂の強みである居場所としての機能を活用できれば、こうした子供が地域とつながる初めの一歩として、有効な支援策になると考えられます。

このように、子供や家庭の状況に応じた支援を届けるためにも、市町村が地域の子ども食堂の活動状況や特色を把握し、継続的に緊密な関係をつくっていくことが大切です。

県においては、市町村が困難な状況にある子供にいち早く気づき、より実効性の高い支援につなげていけるよう、子ども食堂との連携の在り方を市町村とともに考えてまいります。

困難な状況にある子供たちが前向きに希望を持って成長できるよう、地域全体で見守り、支援する体制を整えてまいります。

〔城下広作君登壇〕

○城下広作君 子ども食堂の由来をAIで聞いてみました。そしたら、AIが教えてくれました。東京のある八百屋さんが、余っている食材を、もったいないと、それで、食べるに困る子供さんたちがいれば、この野菜を使って食事を提供しようということで始まったのが、東京の最初の子ども食堂だったそうでございます。AIもためになるなと思いました。

そこで、うのみにせず、今度は逆に、いろんな文献を調べたら、確かに同じようなことがあって、あ、正しい情報だったなと思いました。

そのときの精神は、本当に今では考えられないかもしれませんが、食べるに食べれない子供さんが間違いなく世の中にいると、その子供さんたちにどうにかして手を差し伸べたいとの思いから、まさにボランティアの精神から始まった子ども食堂。

今は時代が変わり、いろんな立場が変わり、いろいろ支援をもらわなきゃいけないとか、そういう考えもありますけれども、原点から考えると、本当に子ども食堂に来てもらいたい子供が来ているかというもののチェックはどこかでしておかないと、何かしら元気な子供ばかりで、わあわあ騒いでてという形ばかりの方向性ではどうなのかなという考えもあるかなというふうに思って、今回取り上げさせていただきました。

私には、近年まれに見る時間の余る質問というふうになりまして、大変感慨深いものがございます。

本当に皆様に御清聴いただき誠にありがとうございました。(拍手)